

消費税率の改定に伴う今後の御請求について

拝啓 貴社ますます御盛栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のお引き立てに預かり、厚く御礼申し上げます。

さて、改正消費税法に基づき、消費税率が2019年10月1日から10%に引き上げられることが決定しております。この度の消費税法等の改定に伴い、今後の御請求方法について下記の通りお知らせ致します。

敬具

記

1. 適用税率原則

- 2019年10月1日以降引渡し予定の工事は、10%で発注させていただきます。
- 2019年9月30日締め分迄の御請求は、注文書の消費税率に関係無く8%で御請求下さい。
- 2019年9月分以前の請求（出来高）に対する8%と10%の消費税差額については、2019年10月31日締め分の御請求にて、「消費税差額請求書」として御請求（※）下さい。  
※消費税差額請求書については、10月の出来高請求書とは別に請求書を提出して下さい（専用書式有）
- 2019年10月1日以降締め分の御請求は、10%で御請求下さい。

2. 税率の適用例

	注文日	工期	注文書 適用税率	御請求時適用税率及び要領	
				2019年 9月締め迄	2019年 10月締め以降
注文書 A		××年×月×日 ～ 2019年9月30日	8%	8%	
注文書 B	2019年3月31日 以前		8%	8%	8%
注文書 C	2019年4月1日 以降	2019年9月30日以前 ～ 2019年10月1日以降	10%	8%	10%
注文書 D		2019年10月1日以降 ～ ××年×月×日		10%	

※「消費税差額請求書」を作成の際は、別紙「消費税差額請求書」（記入例）をご参照のうえ、指定された内容をご記入ください。

別紙「消費税差額請求書」記入例と雛形のExcelデータは、弊社HPに掲載されています。必要に応じてダウンロードをお願いします。

以上